

# 遊離ホルムアルデヒド量検査

繊維製品に使用されている  
加工剤で、人の健康に関する  
物質の使用が制限されています。  
(厚生労働省)



【繊維製品の加工剤に関する法律規制（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）】  
抜粋

ホルムアルデヒド（樹脂加工） 対象品目

- ・生後 24 ヶ月以内の乳幼児用品（規制値 A-Ao 値が 0.05 以下）
- ・一般用品（乳幼児用品を除く）下着・靴下・寝衣・手袋（規制値 75ppm 以下）

ホルムアルデヒドは、赤ちゃんや皮膚がデリケートな方などに、湿疹・かぶれ・皮膚アレルギーなどを引き起こす可能性があります。  
ベビー用品や大人用の下着を含めた全ての商品について、ホルマリンの安全性をチェックしませんか？

ホルムアルデヒド検査対象アイテム（一例）

ベビー服



靴下



寝衣



ホルムアルデヒド検査（測定）



（納期）や（検査料金）（必要検体数） など、詳しくは下記までお問い合わせ下さい

お問合せ先 **株式会社 生活品質科学研究所 衣料品担当**

関東総合検査センター：〒183-0033 東京都府中市青梅町 3-51-4 TEL 042-402-6204 FAX 042-402-6211

関西総合検査センター：〒564-0053 大阪府吹田市江の木町 25-16 TEL 06-6310-8491 FAX 06-6310-8473

ホームページ :<http://www.riql.jp> 「衣料品・服飾雑貨検査」のお問合せフォームからもご連絡いただけます。